

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成11年公布、法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、東北電力株式会社女川原子力発電所の原子力防災業務計画を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおりお知らせいたします。

1. 修正の目的

「通報連絡先の組織改正」などを踏まえ、修正を行った。

2. 修正年月日（届出年月日）

平成20年3月28日（平成20年3月28日）

3. 修正の要旨

項目	概要	主な修正内容
通報連絡先の組織改正に伴う修正	通報連絡先の組織改正に伴う組織名称の修正	「塩釜海上保安部」を「宮城海上保安部」に変更するなど、組織名称の変更を行った。
記載の適正化	記載の適正化	指定行政機関および指定地方行政機関の定義について、原子力災害対策特別措置法の記載に合わせる等の記載の適正化を行った。

以 上